

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市三山木柚ノ木における物損事故に係る損害賠償の額の決定

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月16日

京田辺市長 上 村 崇

### 記

市は、令和5年8月18日に発生した京田辺市三山木柚ノ木における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

39,600円

2 損害賠償の相手方

市外所在法人

3 事故の概要

令和5年8月18日午前6時頃、京田辺市三山木柚ノ木において、公用車で後退した際、共同住宅の外構タイルに接触し、損害を与えたもの。